

ブラジル人学校等の教育 に関するワーキング・グループ（第3回）

議 事 次 第

平成21年4月9日(木)

10:00～12:00

文部科学省東館11階省議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 定住外国人支援に関する当面の対策について

(2) 第二次 定住外国人子ども緊急支援プラン等について

(3) ブラジル人学校等における日本語教育の状況について

(4) その他

4 閉 会

(配付資料)

資料1 定住外国人支援に関する当面の対策について

資料2 定住外国人の子どもに対する緊急支援（第2次）～定住外国人子ども緊急支援プラン～

資料3 ブラジル人学校等の実態調査研究結果について

資料4 定住外国人（帰国者）児童・生徒（本校生徒）への日本語指導

資料5 ムンド デ アレグリア学校における日本語教育

定住外国人支援に関する当面の対策について

平成21年1月30日

内閣府

1. 教育対策

- 外国人学校での就学が困難となった児童・生徒の公立学校への円滑な転入を確保
- 子どもたちの居場所づくり等を推進

(1) 公立学校に転入する者に対する支援

- ・教育委員会への相談員等の配置による就学支援
- ・初期指導教室(プレクラス)の開設
- ・外国語が使える支援員等の配置
- ・外国人保護者に対する市町村による就学援助について一層の周知

(2) 子どもたちの居場所づくり

- ・子どもたちが集う場所の設置
- ・日本語指導、日本の生活になじむための活動、学習支援等を追加的に実施
- ・子どもやその親などを対象とした日本語教室の設置を追加的に実施

(3) 子どもたちに対する就学支援

- ・就学支援のために実施する地方単独事業を、特別交付税により支援

(4) その他の支援

- ・「緊急雇用創出事業」において、定住外国人やその子弟に対する日本語教育事業等が推奨事例とされている旨地方自治体等に周知を図り、都道府県教育委員会等に活用を促す

2. 雇用対策

- 就職支援
- 雇用の維持・創出等に対する支援
- 定住外国人向け研修・定住外国人職業訓練の充実

(1) 就職支援

- ・日系人集住地域を中心に、
- ・ハローワークの通訳・相談員の増員
- ・市町村とも連携したワンストップ相談コーナーの設置
- ・日系人が特に多い地域に、新たな定住外国人専門の相談・援助センターを設置

(2) 雇用の創出等に対する支援

- ・「緊急雇用創出事業」、「地域活性化・生活対策臨時交付金」により、地域における事業の実施を支援
- ・離職者訓練の定員の大幅拡充

(3) 定住外国人向け研修等の充実

- ・「就労準備研修」による、日本語能力も含めたスキルアップ
- ・実施地域の拡大等により定住外国人の日本語能力等に配慮した職業訓練を推進

(4) 地方自治体が行う緊急対策への財政支援

- ・定住外国人を対象として、緊急・臨時的に実施する緊急雇用対策等について特別交付税により支援

(5) その他の支援

- ・再就職支援や雇用維持のための各種事業や住宅確保支援策を活用

3. 住宅対策

- 離職した定住外国人、及びその家族の居住の安定確保

(1) 公的賃貸住宅の活用

(2) 民間賃貸住宅への入居支援

(3) 地方自治体が行う緊急対策への財政支援

4. 帰国支援

- 本国への帰国を希望する定住外国人の円滑な帰国にむけた環境整備

(1) 本国政府への要請

(2) 産業界への要請

(3) 航空会社等への要請

5. 国内外における情報提供

- 国内外において、必要な情報提供の推進

(1) ポータルサイトの構築

(2) 各種情報の多言語による提供

(3) 相談窓口の充実

(4) 国外における広報

定住外国人支援に関する当面の対策について

平成21年1月30日
内閣府

100年に一度と言われる世界の金融資本市場の危機に伴う世界的な景気後退は、日系人をはじめ日本語で生活することが困難な定住外国人に対し、教育、雇用などさまざまな面で深刻な影響を与えている。

こうした状況にかんがみ、政府は本年1月9日に内閣府に「定住外国人施策推進室」を設け、関係省庁連携の下、必要な対策を速やかに講じ、地域における支援を進めるべく検討を行ってきているが、このたび当面の対策をとりまとめた。

今後、既存の諸施策も含め、これらの対策を速やかに講じるものとする。

1. 教育対策

経済上の問題から外国人学校での就学が困難となった児童・生徒の公立学校への円滑な転入を確保するとともに、子どもたちの居場所づくり等を推進する。

(1) 公立学校に転入する者に対する支援（文部科学省）

「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」を活用し、平成20年度における本事業の委嘱地域による、

- ① 教育委員会への相談員等の配置による就学支援
- ② 初期指導教室(プレクラス)の開設
- ③ 外国語が使える支援員等の配置

などの取組に対し、追加支援を行う。

また、経済的理由により就学困難と認められる外国人児童生徒の保護者に対する市町村による就学援助（学用品費、給食費等）について、一層の

周知を図る。

(2) 子どもたちの居場所づくり (文部科学省)

「放課後子ども教室推進事業」におけるモデル事業の枠組を活用して、子どもたちが集う場所を設置し、日本語指導や日本の生活になじむための活動、学習支援等を追加的に実施する。

また、「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」の活用により、子どもやその親などを対象とした日本語教室の設置を追加的に実施する。

(3) 子どもたちに対する就学支援 (総務省)

就学支援のために実施する下記のような地方単独事業を特別交付税により支援する。

- (例) ・ 日本語指導、学習指導、健康診断
- ・ 授業料軽減のための助成
- ・ 相談窓口、ホームページの開設 等

(4) その他の支援 (文部科学省、厚生労働省)

「緊急雇用創出事業」において、「定住外国人やその子弟に対して、地域や学校等における日本語教育事業や生活支援を行う事業」が推奨事例とされている旨、地方自治体等に周知を図るとともに、都道府県教育委員会等に活用を促す。

2. 雇用対策

定住外国人の就職や、雇用の維持・創出等に対する支援を行うとともに、定住外国人向け研修及び定住外国人に対する職業訓練の充実を図る。

(1) 就職支援 (厚生労働省)

日本語能力や我が国の雇用慣行の不案内等の理由により再就職が厳しい状況にある定住外国人の円滑な就職を支援するため、日系人集住地域を中心に、ハローワークの通訳・相談員の増員や市町村とも連携したワンストップ相談コーナーの設置を行うとともに、日系人が特に多い地域には、新

たな定住外国人専門の相談・援助センターを設置し、相談・支援体制の強化を図る。

(2) 雇用の創出等に対する支援（内閣府、厚生労働省）

離職を余儀なくされた定住外国人を含む労働者に対する雇用・就業機会を創出するため、平成 20 年度第 2 次補正予算において「緊急雇用創出事業」を創設し、定住外国人に配慮した配分とするとともに、「地域活性化・生活対策臨時交付金」により、地域における事業の実施を支援する。

さらに、定住外国人を含む離職者訓練の定員を大幅に拡充し、介護など求人ニーズがあり、今後雇用の受け皿として期待できる分野における訓練を拡充する。

(3) 定住外国人向け研修等の充実（厚生労働省）

平成 21 年度予算事業「就労準備研修」により、日本語能力も含めたスキルアップを行う。

また、実施地域の拡大等により定住外国人の日本語能力等に配慮した職業訓練を推進する。

(4) 地方自治体が行う緊急対策への財政支援（総務省）

地方自治体が、「生活防衛のための緊急対策」に基づき、定住外国人を対象として緊急・臨時的に実施する離職者等の緊急雇用対策等について特別交付税により支援する。

(5) その他の支援（厚生労働省）

雇用対策について、平成 20 年度第 1 次・第 2 次補正予算や平成 21 年度予算に盛り込まれた再就職支援や雇用維持のための各種事業や住宅確保支援策を活用する。

3. 住宅対策

離職した定住外国人及びその家族について、離職後の居住の安定確保を図る。

(1) 公的賃貸住宅の活用（国土交通省）

- ① 公営住宅等に関して、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居を認めるよう、取組を引き続き推進する。
- ② 離職退去者の居住安定確保に向け、若年単身者等本来の入居対象者以外の者に利用させる場合の手続きの簡素化を通じ、地方自治体が供給する公営住宅等の空家の活用を図る。

(2) 民間賃貸住宅への入居支援（国土交通省）

- ① 外国人等を受け入れる民間賃貸住宅に関する登録制度の整備等を行う「あんしん賃貸支援事業」の普及促進を図る。
- ② 外国人世帯の入居を受け入れる賃貸住宅における滞納家賃の債務保証を国が造成した基金により支援する。
- ③ 「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」及び標準的な賃貸借契約書の書式の外国語翻訳版の普及促進を図る。
- ④ 民間賃貸住宅の空家等を活用した離職者の居住安定確保対策等地方自治体による独自の取組についても地域住宅交付金の仕組みを活用して支援する。

(3) 地方自治体が行う緊急対策への財政支援（総務省）

地方自治体が、「生活防衛のための緊急対策」に基づき、定住外国人を対象として緊急・臨時的に実施する離職者等の居住確保対策等について特別交付税により支援する。

4. 帰国支援

本国への帰国を希望する定住外国人の円滑な帰国が可能となるよう、環境整備を図る。

(1) 本国政府への要請（外務省）

本国政府に対して、帰国を希望する定住外国人についての帰国支援を要請する。

(2) 産業界への要請（経済産業省）

産業界との意見交換を実施し、円滑な帰国に係る支援を要請する。

(3) 航空会社等への要請 (国土交通省)

航空便確保に関して、必要に応じて航空会社等に働きかけを行う。

5. 国内外における情報提供

国内外において、必要な情報提供を進める。

(1) ポータルサイトの構築 (内閣府、各省庁)

定住外国人が必要とする教育、雇用、福祉、住宅等の各種生活情報及び入国・在留手続等の行政手続に係る情報を一元的に把握することが可能な、利用者の視点に立ったポータルサイトを構築し、地方自治体や関係団体等の情報提供等を支援する。

(2) 各種情報の多言語による提供 (各省庁)

定住外国人が必要とする各種情報の多言語による提供を進める。

(3) 相談窓口の充実 (法務省、厚生労働省)

入国管理局における「外国人在留総合インフォメーションセンター」の相談員を増員するとともに、定住外国人が集住する地域の地方自治体等と連携して、入国・在留手続等の行政手続、生活に関する相談及び情報提供についてワンストップ相談窓口を設置する。

また、日系人集住地域を中心に、ハローワークの通訳・相談員の増員や市町村と連携したワンストップ相談コーナーの設置など、相談・支援体制の強化を図る。(再掲)

(4) 国外における広報 (外務省、各省庁)

現下の日本の経済雇用状況等について、在外公館やホームページ等を通じ、一層の周知を図る。

平成21年3月27日
文 部 科 学 省

定住外国人の子どもに対する緊急支援（第2次） **～定住外国人子ども緊急支援プラン～**

ブラジル人等の子どもの就学のための対応策としてこれまでに実施した地方公共団体との意見交換会や国際教育交流政策懇談会の下に設置したブラジル人学校等の教育に関するワーキング・グループ（座長：池上久雄 東京大学顧問）の2回にわたる会議での審議等を踏まえ、この度、第2次の定住外国人の子どもに対する緊急支援策を以下のとおり取りまとめた。

これらの事項の内容について各都道府県・市町村に通知を発出するなどして周知を図り、定住外国人の子どもへの緊急支援を行う。

1. 公立学校への受入れの円滑化方策

(1) 平成21年度予算による対応

①帰国・外国人児童生徒受入促進事業（301百万円）

- ・外国語が使える支援員等を活用した外国人児童生徒等の指導
- ・就学前初期指導教室（プレクラス）の開設
- ・センター校の設置による外国人児童生徒等の受入
- ・地域のNPO・ボランティア団体等の関係者を「就学促進員」に委嘱し、不就学の外国人家庭への働きかけ

②教員定数の加配措置等

体験入学を含む外国人児童生徒への日本語指導の充実を図るため、教員定数の加配措置を行うとともに、退職教員等外部人材活用事業において非常勤講師等の配置を支援

(2) 既存の制度や事業の活用等による対応

○以下について教育委員会に周知していく

- ①外国人児童生徒を受け入れる公立学校において、外国人児童生徒のための日本語指導教室等を設置し、日本語指導や適応指導を適切に行うこと
- ②外国人学校を退学するなどにより不就学となった外国人の子どもを、公立学校内に設置されている日本語教室等において体験入学などとして一時的に在籍させるとともに、適切な時期に正式な在籍に切り替える取扱いを講じること
- ③各学校において、年齢相当の学年への受入れや、外国人児童生徒の学力や日本語能力等を適宜判断の上、下学年に一時的又は正式に入学を認めることができること

2. 不登校の外国人児童生徒に対する対策

既存の制度や事業の活用等による対応

- 公立学校に在籍する外国人児童生徒が不登校となっている場合、以下の対応が可能であることを各都道府県・市町村教育委員会に周知
 - ・教育支援センター（適応指導教室）の実情に応じた受入れ

- ・外国人を含む不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施（学校教育法施行規則第56条、第79条等に基づく）

3. ブラジル人学校等に通う子どもの就学支援

(1) 平成21年度予算等による対応

①子どもたちに対する就学支援（地方単独事業）

- 就学支援のために実施する下記のような地方単独事業に対して特別交付税により支援（平成20年度実施分を含め平成21年度に措置）【総務省】
 - (例) ・日本語指導、学習指導、健康診断
 - ・授業料軽減のための助成
 - ・相談窓口、ホームページの開設 等

②外国人教育の振興に関する調査研究（38百万円）

- ブラジル人学校等の現状調査 等

(2) 既存の制度や事業の活用等による対応

ブラジル人学校等の準学校法人・各種学校認可の促進を図るために、各都道府県に働きかけていく

4. 子どもたちの居場所づくり

○平成21年度予算による対応

①「放課後子ども教室推進事業」のモデル事業の活用（69百万円の内数）

- (例) ・子どもたちが集う場所の設置
 - ・日本語指導
 - ・日本の生活になじむための活動
 - ・学習支援 等

②「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（177百万円）

日本語教室を設置し、子どもやその親などを対象に日本語指導を実施

5. 定住外国人の子どもの支援に関わる人材の雇用

○平成21年度予算・平成20年度第二次補正予算による対応

雇用2基金（「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業」）や「地域雇用創出推進費」等を活用し、日本語指導や就学支援・コーディネーター、教育支援センター（適応指導教室）における指導等に関わる人材の雇用を引き続き支援する（雇用2基金総額4,000億円、地域雇用創出推進費総額5,000億円）。

平成21年3月27日
文 部 科 学 省

ブラジル人学校等の実態調査研究結果について

1. 調査の概要

- (1) 目 的：昨今の景気後退を踏まえ、ブラジル人学校等に通学しているブラジル人等の子どもの就学状況について把握する。
- (2) 調査対象：学齢期の子どもが一人でも在籍する全国のブラジル人学校等
- (3) 調査内容：平成20年12月1日現在と平成21年2月2日現在のブラジル人学校等の推移（両方に回答した学校を対象）
- (4) 調査方法：ブラジル人学校等に対するアンケート調査（委託調査研究）
- (5) 調査時期：平成20年1月下旬～2月下旬
- (6) そ の 他：就学前教育段階：5歳まで
基礎教育段階：6歳から14歳（9年制）
中等教育段階：15歳から17歳（3年制）

2. 調査結果

- (1) 学齢期の子どもが一人でも在籍するブラジル人・ペルー人学校数

	H20. 12/1	H21. 2/2
ブラジル人学校数	90校	86校
ペルー人学校数	3校	3校
計	93校	89校

- (2) ブラジル人・ペルー人学校の子どもの数

①ブラジル人学校の子どもの数

日本の小学校から高等学校相当のブラジル人学校に通っているブラジル人の子どもの数は平成20年12月1日から平成21年2月2日の間に34.9%減少

	H20. 12/1	H21. 2/2	増減数（率）
調査対象校数	90校	86校	
回答校数	67校	67校	
有効回答数	58校	58校	
就学前教育段階	1,330人	600人	-730人（▲54.9%）
基礎教育段階	4,406人	2,778人	-1,628人（▲36.9%）
中等教育段階	637人	503人	-134人（▲21.0%）
計	6,373人	3,881人	-2,492人（▲39.1%）

} ▲34.9%

②ペルー人学校の子どもの数

日本の小学校から高等学校相当のペルー人学校に通っているペルー人の子どもの数は平成20年12月1日から平成21年2月2日の間に20.5%減少

	H20. 12/1	H21. 2/2	増減数 (率)
調査対象校数	3校	3校	
回答校数	3校	3校	
有効回答数	3校	3校	
就学前教育段階	40人	12人	-28人 (▲70.0%)
基礎教育段階	112人	94人	-18人 (▲16.1%)
中等教育段階	20人	11人	-9人 (▲45.0%)
計	172人	117人	-55人 (▲32.0%)

} ▲20.5%

(3) ブラジル人・ペルー人の子どもの移動状況

①ブラジル人の子どもの移動理由等

ブラジル人学校に通っていたブラジル人の子どもの平成20年12月1日から平成21年2月2日の間に学校に来なくなった理由のうち、「本国に帰国」が一番多く、次に「自宅・不就学等」が多い。

理 由	数 (率)	
本国に帰国	722人 (42.0%)	
公立学校へ転入	160人 (9.3%)	
他のブラジル人学校等へ転校	53人 (3.1%)	(推計値・注)
自宅・不就学等	598人 (34.8%)	10.2% (就学前教育 (自宅)) 24.6% (基礎・中等教育 (自宅・不就学等))
不明	185人 (10.8%)	
計	1,718人 (100.0%)	

※平成20年12月1日現在と平成21年2月2日現在の両方の在籍者数を回答した58校中42校の回答

②ペルー人の子どもの移動理由等

ペルー人学校に通っていたペルー人の子どもの平成20年12月1日から平成21年2月2日の間に学校に来なくなった理由のうち、「本国に帰国」と「自宅・不就学等」が一番多い。

理 由	数 (率)	
本国に帰国	25人 (45.5%)	
公立学校へ転入	5人 (9.0%)	
他のペルー人学校等へ転校	0人 (0.0%)	(推計値・注)
自宅・不就学等	25人 (45.5%)	23.2% (就学前教育 (自宅)) 22.3% (基礎・中等教育 (自宅・不就学等))
不明	0人 (0.0%)	
計	55人 (100.0%)	

※平成20年12月1日現在と平成21年2月2日現在の両方の在籍者数を回答した3校中3校の回答

(注) 推計値はブラジル人・ペルー人学校の各教育段階の子どもの増減数の割合により算出

学校法人HIRO学園

HIRO学園 エスコーラ・ブラジレイラ・プロフェソール・カワセ

定住外国人（帰国者）児童・生徒（本校生徒）への日本語指導

目的 本校の教育目標である「愛情と思いやりをもった人間性豊かな国際人の育成」を
実践する為、母国語の他に日本語指導を行い、両国の架け橋となる人材育成に取り
組む。

指導者	・日本語教育能力試験合格者	(4カ国)	1名
	・420時間 日本語教育養成講座受講者	(2カ国)	1名
	・	” 受講中 (3カ国)	1名
	・ボランティア (元小学校教諭)		1名
	計		4名

方法

- ・1学年で1時間（50分）授業を、初級・中級・上級と3段階にクラスを分けて
行う。（教科書は1学年で2種類を使用）
- ・文字の読み方・書き方・話し方・聞き答え・日本での社会ルール等々、段階に
応じて日本語・ポルトガル語で指導。
（上級者は国語辞典を使用）
- ・質問等については、常勤の教諭3名が答える。

授業時間 別紙変更

・幼児科（年長組）		週1時間
・初等科	1年生～3年生	週1時間
・初等科	4年生	週3時間
・初・中等科	5年生～9年生	週4時間
・高等科	1年生～3年生	週1時間

その他 大人の為の日本語教育

*初等科・中等科

学 年		1	2	3	4	5	6	7	8	9
項 目										
年間授業日数		200	200	200	200	200	200	200	200	200
年間授業時間		1080	1080	1160	1200	1200	1200	1200	1200	1200
教 科	科 目									
国 語	ポルトガル語	320	320	280	280	200	200	200	200	200
数 学	数学	280	280	280	280	200	200	200	200	200
	美術（図形計算）	80	80	80	80	(80)	(80)	(80)	(80)	(80)
理 科	理科	80	80	120	120	120	120	—	—	—
	科学	—	—	—	—	—	—	120	120	120
	生物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	物理	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 会	地理	40	40	80	80	80	80	80	80	80
	歴史	40	40	80	80	80	80	80	80	80
	日本の社会	—	—	—	—	40	40	40	40	40
	社会学	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	哲学	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国語	日本語	40	40	40	120	160	160	160	160	160
	英語	40	40	40	40	40	40	40	40	40
体 育	体育	80	80	80	40	40	40	40	40	40
芸 術	芸術の歴史	—	—	—	—	40	40	40	40	40
	補習（復習）	40	40	40	40	80	80	80	80	80
	学級活動	40	40	40	40	40	40	40	40	40
小 計		1080	1080	1160	1200	1200	1200	1200	1200	1200
選 択	コンピューター	80	80	80	80	80	80	—	—	—



高等科

幼児科

学 年		高 1	高 2	高 3
項 目				
年間授業日数		200	200	200
年間授業時間		1280	1280	1240
教科	科 目			
国語	ポルトガル語	200	200	200
数学	数学	200	200	200
	美術（図形計算）	(40)	(40)	(40)
理科	理科	—	—	—
	科学	120	120	120
	化学	120	120	120
	生物	120	120	120
社会	地理	80	80	80
	歴史	80	80	80
	日本の社会	—	—	—
	社会学	—	40	—
	哲学	40	—	—
外国語	日本語	40	40	40
	英語	40	40	40
体育	体育	80	80	80
芸術	芸術の歴史	—	—	—
	補習（復習）	80	80	80
	学級活動	40	40	40
小 計		1280	1280	1240
選 択	コンピューター	—	—	—

学 年		幼児科
項 目		
年間授業日数		200
年間授業時間		1040
教科	科 目	
国語	ポルトガル語	240
数学	算数	200
理科	理科	40
社会	地理	40
	歴史	40
外国語	日本語	40
	英語	40
体育	体育	80
美術	図画	80
	補習（復習）	80
	学級活動	80
音楽	音楽	80

学校経営の全体構造

学校の教育目標

愛情と思いやりをもった人間性豊かな国際人の育成」

今年度の重点

- 1 学ぶ喜びのある学習づくり
- 2 体力・知力の更なるレベルアップ
- 3 日本文化を体感しよりよき思い出づくり

教育推進の基本方針

- 1 生徒の主体的な実践活動を見極め、さまざまな体験活動を進める
- 2 地域の小学校・中学校と積極的に交流を推進する
- 3 音楽・祭り・スポーツなどを通し、習慣の違いを理解し日本文化学習を推進する

各教科・領域など

<教科>

母国の教科書・教材を使い、日本・ブラジル・世界等に対する興味関心を高める

<道徳>

母国愛・家族愛を通し、日本とブラジルの道徳的実践力の育成を図る

<特別活動>

スポーツ・音楽・演劇等の自主的な活動を生かし自己を磨く

<家庭・地域との交流>

地域の小学校・中学校と交流を深め、地域の行事や文化活動への参加を推進する

参加地域とかかわる学校行事

サッカー少年団と交流

福祉施設訪問

岐阜経済大学との交流

ボランティア活動

岐阜ユニセフへ協賛

ムンド デ アレグリア学校における日本語教育

I. 言語習得の過程と現状

1. 日本の小学校に在籍している外国人生徒（ペルー・ブラジル人）はセミリンガルになりやすい。→学習言語習得の重要性

（注）生活言語—生活場面で必要となる会話能力

学習言語—認知・学習場面で必要となる言語能力

（理由）

一般的な言語獲得過程

生活言語 小学校入学時までに獲得	学習言語 小学校入学後～
---------------------	-----------------

日本の小学校に通っている外国籍の子ども

生活言語（母語）	生活言語（日本語） 日本の小学校入学時～	学習言語（日本語）
	学習言語空白期間	

外国人学校に通っている外国籍の子ども

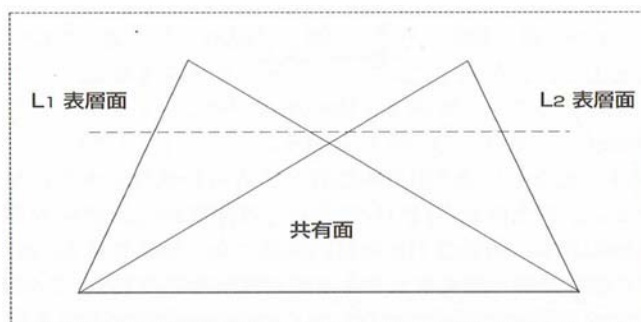
生活言語（母語）	学習言語（母語）	
	生活言語（日本語）	学習言語（日本語）

（事例）中学1年（12歳）男子

2. 生活言語・学習言語ともに母語で獲得している生徒は第二言語習得も早い。

（理由）母語で得られた能力が第二言語に移転し得るから。

カミンズ「言語共有説」



（事例）中学4年男子〔来日2008年4月ムンド入学（中3）〕

中学3年男子〔来日2007年5月ムンド入学（中2）〕

両名とも日本の小学校在籍経験は無く4月からムンドで日本語教育を受け、2008年日本語能力検定3級（中学4年男子）と4級（中学3年男子）合格

Ⅱ ムンド入学時セミリンガルの生徒への教育

- ・ 母語での学習言語習得
- ・ それと平行して日本語教育を行うことにより日本語力の維持



日本の小学校でインプットされた日本語が母語での学習言語習得により頭の中で整理され、補強される。

(事例) 小学6年女子 (11歳)

Ⅲ.ムンドでの日本語教育 (別紙)

Ⅳ.課題

1. 外国人学校での日本語教育は不可欠であるが、生徒が激減している経営難の中どのように日本語教育を維持していくか。→資金援助が必要。
2. 親の失業により学校に行きたくても行けない不就学児への支援をどのようにするか。→親一再就職に必須である日本語教育の提供。
生徒—日本語教育の継続のみではなく、母語教育を継続できるような支援。
3. 多様な言語環境・能力を持つ生徒たちの日本語能力をどのように発展させていくか。→生徒の母語能力の発達プロセスを考慮した日本語教育の提供。
日本の公立学校と外国人学校との連携が重要。

(別紙)

- ☆毎日1コマ(50分)(小学校2年以上)
- ☆小学校高学年以上はレベルを2つに分ける
- ☆学習・習得の両面からサポートする

- 幼稚園—
- ①歌やダンスなどで日本語を楽しく習得する。
 - ②絵本の読み聞かせを通して日本語に触れる。
 - ③毎朝の朝礼時の中・高生による日本語ワンポイントレッスンで自然に日本語の語彙を増やす。

- 小学校低学年—
- ①上記の活動①～③
 - ②ひらがな・カタカナの習得
 - ③日本の小学校在籍経験のある生徒に対しては、日本の国語の教科書を使って授業をすることにより、漢字・読解力・作文力など学年相当の学習言語習得を目指す。

- 小学校高学年—
- ①体育・音楽を日本語で行うことにより日本語の習得を目指す。
 - ②日本語学校における日本語教育と同じく日本語を外国語として捉え、文型の易～難へと学習する。(ただし母語での文法理解が不十分なため文法用語は使用せず、文型を使ったアクティビティをたくさんし、日本語を使う場面を与える。)
 - ③ひらがな・カタカナ・漢字の学習
 - ④日本語の小学校在籍経験のある生徒に関しては、日本の国語の教科書を使って授業をすることにより、漢字・読解力・作文力など学年相当の学習言語習得を目指す。

- 中学・高校生—
- ①上記(小学校高学年)①～③
(ただし、母語での文法理解もできていると思うので、日本語の文法についても学習する。)
 - ②日本語の勉強に対するモチベーションを高めるため全員日本語能力検受験を目指す。
 - ③日本語能力検定1級・2級を目指す生徒に対しては別途検定クラスを設け学習させる。
 - ④日本語での絵本の読み聞かせ・朝礼での日本語レッスンを下級生に行うことにより日本語を使用する機会を増やす。